

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.6

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 株式会社EC studioホールディングス 代表取締役 山本 正喜

【住所又は本店所在地】 東京都中央区銀座一丁目16番7号銀座大栄ビル5階

【報告義務発生日】 令和3年12月2日

【提出日】 令和3年12月9日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等に関する重要な契約の締結

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	Chatwork株式会社
証券コード	4448
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社EC studioホールディングス
住所又は本店所在地	東京都中央区銀座一丁目16番7号銀座大栄ビル5階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成20年5月15日
代表者氏名	山本 正喜
代表者役職	代表取締役
事業内容	経営コンサルティング業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	Chatwork株式会社 経理財務部 廣島衛
電話番号	03-6459-0514

## (2)【保有目的】

発行会社の創業者の資産管理会社であり、安定株主として長期保有するためであります。

## (3)【重要提案行為等】

該当事項無し

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	20,530,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 20,530,400	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		20,530,400
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年11月26日現在)	V	37,273,840
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		55.08
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		55.08

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

## 有価証券担保設定契約について

令和2年5月26日付けで、大和証券株式会社と有価証券担保設定契約に基づき、10,000,000株について質権を設定しております。

令和2年12月1日付けで、野村證券株式会社と有価証券担保設定契約に基づき、7,000,000株について質権を設定しております。

## ロックアップの合意について

発行者の令和3年12月1日付け決定の海外募集による新株式発行に関連して、同日付けで、大和証券株式会社に対して、同社の事前の書面による同意なしには、発行者の株式（発行者株式に転換若しくは交換されうる証券又は発行者株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券を含みます。）の売却等（会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の発行者に対する買取請求によるもの等を除きます。）を行わない旨の約束（ロックアップ）に関する書面の差入れを行いました。ロックアップ期間は令和3年12月1日（当日を含む。）から令和4年6月14日（当日を含む。）となります。

## 株券の貸借取引契約について

発行者の令和3年12月1日付け決定の海外募集による新株式発行に関連し、当該海外募集における発行者株式の配分先に対する実質的な決済期間短縮化の機会提供を目的として、同月2日付けで、大和証券株式会社との間で、保有株式1,053,000株について令和3年12月24日までを期限とする、発行者普通株式の株式貸借取引に関する契約書を締結しております。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	10,265
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成27年1月31日付株式分割(1:500)により普通株式140,718株取得 平成27年2月28日付譲渡により普通株式14,100株処分 平成30年12月28日付譲渡により普通株式3,510株処分 平成31年2月15日付譲渡により普通株式1,000株処分 平成31年2月20日付譲渡により普通株式334株処分 平成31年2月28日付譲渡により普通株式834株処分 令和元年6月19日付株式分割(1:200)により普通株式24,123,178株取得 令和元年9月24日付売出しにより普通株式3,714,000株処分
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	10,265

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 2 【提出者(大量保有者)/2】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山本 正喜

住所又は本店所在地	東京都文京区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	Chatwork株式会社
勤務先住所	東京都港区芝公園三丁目4番30号

## 【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	Chatwork株式会社 経理財務部 廣島衛
電話番号	03-6459-0514

## (2) 【保有目的】

発行会社の創業者であり、安定株主として、長期保有するためであります。
------------------------------------

## (3) 【重要提案行為等】

該当事項無し
--------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,273,874		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 400,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	1,673,874	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T		1,673,874
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		400,000

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年11月26日現在)	V	37,273,840
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.44
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		4.44

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>有価証券担保設定契約について 令和2年3月3日付で、大和証券株式会社と有価証券担保設定契約に基づき、1,251,000株について質権を設定しております。</p> <p>譲渡制限付株式に係る制限について 保有株式のうち譲渡制限付株式割当契約により、割り当てられた譲渡制限付株式11,015株に関して、発行会社との間で下記の株式数につき、下記の譲渡制限期間において、譲渡、担保等の設定、その他の処分をすることができないものとされております。 11,015株 令和2年5月14日から令和5年4月30日 11,859株 令和3年5月21日から令和6年4月30日</p> <p>ロックアップの合意について 発行者の令和3年12月1日付け決定の海外募集による新株式発行に関連して、同日付けで、大和証券株式会社に対して、同社の事前の書面による同意なしには、発行者の株式(発行者株式に転換若しくは交換されうる証券又は発行者株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券を含みます。)の売却等(会社法第192条第1項に基づく単元未満株式の発行者に対する買取請求によるもの等を除きます。)を行わない旨の約束(ロックアップ)に関する書面の差入れを行いました。ロックアップ期間は令和3年12月1日(当日を含む。)から令和4年6月14日(当日を含む。)となります。</p>
---

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	36,390
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	

上記(Y)の内訳	平成30年3月27日新株予約権1,800株取得 平成30年12月18日新株予約権200株取得 令和元年6月19日付け株式分割(1:200)により新株予約権398,000株取得 令和2年5月14日譲渡制限付き株式報酬により無償で普通株式11,015株取得 令和3年5月21日譲渡制限付き株式報酬により無償で普通株式11,859株取得
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	36,390

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社EC studioホールディングス  
(2) 山本 正喜

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	21,804,274		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 400,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 22,204,274	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T	22,204,274
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	400,000

## (2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年11月26日現在)	V	37,273,840
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		58.94
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		58.94

## (3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
株式会社EC studioホールディングス	20,530,400	55.08
山本 正喜	1,673,874	4.44
合計	22,204,274	58.94